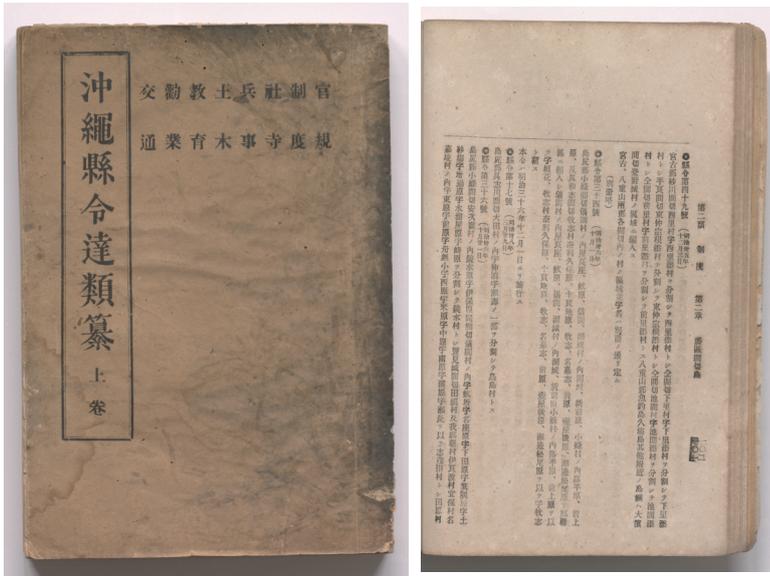


時代区分 III (2)-①所轄(尖閣諸島を行政区画に編入したことを示す資料)

尖閣諸島4島を八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入する告知

No.22 沖縄県令第49号

報H28/P15 1902年(明治35年)12月3日(県令)
1906年(明治39年)12月3日(収録誌)



所蔵: 那覇市歴史博物館

資料概要

魚釣島、久場島、その他附近の島嶼を沖縄県石垣市字登野城村の区域に編入する沖縄県令。1902年(明治35年)12月3日付。沖縄県が発出した各種の命令を編纂した1906年(明治39年)版の『沖縄県令達類纂 上巻』に収録されている。字名は別冊の通り定めるとしているが、この収録誌では省略されている。

この措置により、現在まで続く尖閣諸島の地方行政上の位置づけが確定したものと考えられる。

内容見本

第二類 制度 第二章 郡区間切島
 県令第四十九号(明治三十五年十二月三日)
 (略)八重山郡魚釣島久場島其他附近ノ島嶼ハ大浜間切登野城村ノ区域ニ編入ス
 宮古、八重山両郡各間切内ノ村ノ区域並字名ハ別冊ノ通り定ム
 (別冊略)

作成年月日	1902年(明治35年)12月3日(県令) 1906年(明治39年)12月3日(収録誌)
編著者	沖縄県内務部第一課
発行者	[沖縄県]
収録誌	沖縄県令達類纂 上巻 (横内家文書)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	那覇市歴史博物館
利用方法	那覇市歴史博物館で利用手続きを行う

